

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月13日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第33号

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年大田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 市長は、使用料の減免又は免除について決定したときは、まちづくりセンター使用料減免決定通知書（様式第4号）にて使用者に通知するものとする。

第12条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第11条関係)

まちづくりセンター使用料減免決定通知書

年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

使用の目的 (行事の名称 及び内容等)	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用の場所及び 設備・器具等	
使用料の額	円
減免決定額	円
備考	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。）、提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。